

令和 5 年度

個別指導等における主な指摘事項（歯科）

九州厚生局

目次

I 保険診療等に関する事項

1 診療録等	2
2 基本診療料等	8
3 医学管理等	9
4 在宅医療	16
5 検査	19
6 画像診断	22
7 投薬	24
8 歯周治療	25
9 リハビリテーション	28
10 処置	29

11 手術	34
12 麻酔	37
13 歯冠修復及び欠損補綴	38
14 保険外診療	44

II 診療報酬の請求等に関する事項

1 届出事項	45
2 揭示事項等	46
3 診療報酬請求	47
4 一部負担金	48
5 その他	49

I 保険診療等に関する事項

1 診療録等

◆診療録

- ◎保険医は、診療録が保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。
- ◎保険医は、診療の都度、遅滞なく診療録の記載を行うこと。

I 保険診療等に関する事項

1 診療録等

◆診療録

◎診療録の整備及び保管状況について不備な例が認められた。

- ▶ 診療録が療担規則第22条に定められた様式に準じていない。
- ▶ 診療録が散逸しないように適切に編綴していない。
- ▶ 複数の保険医が従事する保険医療機関において、診療を担当した保険医が診療録を記載した後に署名又は記名押印していない。
- ▶ レセプトコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に不備がある。
 - ✓ 診療を行った保険医が署名又は記名押印を行っていない。
 - ✓ 診療を行った場合に遅滞なく診療録を印刷していない。

I 保険診療等に関する事項

1 診療録等

◆診療録

◎診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に次の不備な例が認められた。

- ▶ 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰、主訴、口腔内所見の記載がない、又は記載が誤っている。
- ▶ 傷病名を適切に整理していない。
 - ✓ 長期にわたる「疑い」の傷病名
 - ✓ 整理していない多数の傷病名
- ▶ 歯式の記載が誤っている。

I 保険診療等に関する事項

1 診療録等

◆診療録

◎診療録第2面（療担規則様式第一号（二）の2）の記載内容に次の不備な例が認められた。

- ▶ 症状、所見、診療行為、診療内容について記載がない、又は記載が不十分である。
- ▶ 歯科訪問診療に係る診療内容について記載がない。
- ▶ 歯科エックス線撮影における所見、治療方針について記載が不十分である。
- ▶ 診療した部位の記載が誤っている。
 - ✓ 抜歯した部位、根管治療をした歯の部位、咬合調整をした歯の部位、ブリッジを装着した部位、鑄造鉤を作成した部位

I 保険診療等に関する事項

1 診療録等

◆診療録

◎診療録の記載方法、記載内容に次の不適切な例が認められた。

- ▶ 診療行為の手順と異なった記載がある。
- ▶ 行間を空けた記載がある。
- ▶ 欄外への記載がある。
- ▶ 判読困難な記載がある。
- ▶ 1行に対し複数行の記載がある。
- ▶ 鉛筆等書き換え可能な筆記用具（鉛筆）による記載がある。
- ▶ 独自の略称を使用している。

I 保険診療等に関する事項

1 診療録等

◆歯科技工指示書について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 歯科技工指示書に記載すべき内容に不備がある。
 - ✓ 設計、作成方法、使用材料
 - ✓ 発行した歯科医師の氏名、当該歯科医師の勤務する病院又は診療所名称及び所在地
 - ✓ 作成が行われる歯科技工所の所在地
- ▶ 診療録と歯科技工指示書において、歯科技工物の製作部位が相違している。
- ▶ 診療録と関係書類（歯科技工指示書、納品書）において、歯科技工物の製作内容が相違している。
- ▶ 療養の給付の完結の日から3年間保存していない。

I 保険診療等に関する事項

2 基本診療料等

◎ 初・再診料について、次の不適切な例が認められた。

《初・再診料の加算》

- ▶ 歯科診療特別対応加算について、算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。

I 保険診療等に関する事項

3 医学管理等

◎ 歯科疾患管理料について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 1 回目の管理計画において診療録に記載すべき内容が画一的又は記載が不十分である。
 - ✓ 基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）
 - ✓ 治療方針の概要等
 - ✓ 必要に応じて実施した検査結果等の要点
- ▶ 2 回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に記載すべき管理に係る要点を診療録に記載していない、又は記載が画一的である。
- ▶ 文書提供加算に係る提供文書に記載すべき口腔の状態（歯や歯肉の状態）が画一的又は記載が不十分である。

I 保険診療等に関する事項

3 医学管理等

(歯科疾患管理料の続き)

- ▶ 文書提供加算について、患者等に提供した文書の写しを診療録に添付していない。
- ▶ 全部金属冠、C A D / C A M冠に対して、誤ってエナメル質初期う蝕加算を算定している。
- ▶ 長期管理加算を初めて算定する場合に、患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項について、その要点を診療録に記載していない、又は記載が画一的である。
- ▶ 長期管理加算について、歯科疾患の重症化予防に資する長期にわたる継続的な口腔管理を評価した上で適切に実施していない。

I 保険診療等に関する事項

3 医学管理等

◎小児口腔機能管理料について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 関係学会の診断基準により適切に口腔機能発達不全症と診断されていない。

I 保険診療等に関する事項

3 医学管理等

◎ 歯科衛生実地指導料について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない、又は記載が画一的である。
- ▶ 実地指導を行った時間の記載が誤っている、又は記載が画一的である。
- ▶ 歯科衛生士による実地指導を15分以上実施していない。
- ▶ 歯科衛生士による実地指導を実施していないのに歯科衛生実地指導料 1 を算定している。
- ▶ 情報提供文書に記載すべき保険医療機関名、主治の歯科医師の氏名、指導を行った歯科衛生士の氏名又は口腔衛生状態を記載していない。

I 保険診療等に関する事項

3 医学管理等

(歯科衛生実地指導料の続き)

- ▶ 歯科衛生実地指導料に係る提供文書の原本を診療録に添付し、写しを患者等に提供している。
- ▶ 患者に指導内容に係る情報を文書により、3月に1回以上提供していない。
- ▶ 情報提供文書の写しを診療録に添付していない。

I 保険診療等に関する事項

3 医学管理等

◎ 歯科治療時医療管理料について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 診療録に記載すべき患者の全身状態の要点の記載が不十分である。
- ▶ 診療録に患者の血圧、脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度を経時的（術前、術中、術後）に監視した内容を適切に記載していない。

◎ 診療情報提供料（Ⅰ）について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 「別紙様式11」又はこれに準じた様式となっていない。
- ▶ 交付した文書に記載すべき内容が不十分である。
 - ✓ 紹介先保険医療機関の名称、既往歴、家族歴、症状経過、検査結果、治療経過
- ▶ 交付した文書の写しを診療録に添付していない。

I 保険診療等に関する事項

3 医学管理等

◎新製有床義歯管理料について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 情報提供文書に記載すべき内容の記載が不十分である。
 - ✓ 欠損の状態
 - ✓ 指導内容等の要点
- ▶ 提供文書の原本を診療録に添付し、写しを患者等に提供している。
- ▶ 情報提供文書の写しを診療録に添付していない。

I 保険診療等に関する事項

4 在宅医療

◎ 歯科訪問診療料について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 訪問診療の計画書に記載すべき患者の病状に基づいた訪問診療計画の要点が個々の症例に応じた記載となっていない。
- ▶ 歯科訪問診療補助加算の算定に当たり、診療の補助を行った歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない。
- ▶ 診療録に記載すべき実施時刻（開始時刻と終了時刻）の記載が画一的である。
- ▶ 診療録に記載すべき患者の病状に基づいた訪問診療計画の要点内容の記載が不十分である。
- ▶ 診療時間が20分未満の場合に歯科訪問診療 1 を算定している。
- ▶ 歯科衛生士が同行していないのに、誤って歯科訪問診療補助加算を算定している。

I 保険診療等に関する事項

4 在宅医療

◎訪問歯科衛生指導料について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 診療録に記載すべき歯科衛生士に行った指示内容等の要点の記載が画一的である。

◎歯科疾患在宅療養管理料について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 管理計画について、歯科疾患の状況及び当該患者の口腔機能の評価結果等を踏まえ、個々の症例に応じて適切に作成していない。
- ▶ 管理計画に記載すべき内容が不十分である。
 - ✓ 口腔の状態（有床義歯の状況、咬合状態等）
 - ✓ 口腔機能の状態（摂食・嚥下の状況及び構音の状況、食形態等）
 - ✓ 管理方法の概要

I 保険診療等に関する事項

4 在宅医療

◎在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 指導管理を20分以上実施していないのに在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定している。

I 保険診療等に関する事項

5 検査

◎電氣的根管長測定検査について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 検査結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。
- ▶ 電氣的根管長測定検査の検査結果に誤りがある。

◎歯周病検査について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 1 口腔単位で実施していない。
- ▶ 必要性を十分に考慮せずに漫然と歯周精密検査を実施している。
- ▶ 根面被覆等をしていない残根歯を含めて歯周基本検査を算定している。
- ▶ 歯病検査後に歯周治療等がなく、短期間で次の歯周病検査が行われている。

I 保険診療等に関する事項

5 検査

(歯周病検査の続き)

- ▶ 残存歯と欠損歯の歯数を誤ったまま長期間に渡って繰り返し不正確な検査結果を診療録に記載している。
- ▶ 必要な検査のうち歯の動揺度の結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。
- ▶ 2回目以降の歯周病検査について、歯周治療による歯周組織の変化や治療に対する反応等を評価し、治癒の判断や治療計画の修正を行うことを目的とした適切な検査と評価を行っていない。
- ▶ 必要な検査のうちプラークチャートを用いたプラークの付着状況を実施していないのに算定している。
- ▶ 必要な検査のうち、歯の動揺度を実施していないのに歯周基本検査や歯周精密検査を算定している。

I 保険診療等に関する事項

5 検査

◎顎運動関連検査について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 検査結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

◎歯冠補綴時色調採得検査について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 複数の前歯部補綴物を同時に製作し、同一画像内に当該歯、色調見本及び隣在歯等が入る場合に、歯冠補綴を行う歯数にかかわらず1枚として算定すべきところを3枚分の歯冠補綴時色調採得検査の点数で算定している。
- ▶ 撮影した口腔内カラー写真を診療録及び歯科技工指示書に添付していない。

I 保険診療等に関する事項

6 画像診断

◎画像診断について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 撮影した歯科エックス線写真を確認できない。
- ▶ 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影において、位置づけを適切に行っていない。
- ▶ 診断料について、歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない、又は記載が不十分である。
- ▶ 歯科エックス線撮影において二等分法を用いて撮影したものを咬合法撮影加算として算定している。
- ▶ 義歯を装着したまま歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影を行っている。

I 保険診療等に関する事項

6 画像診断

(画像診断の続き)

- ▶ 歯科エックス線撮影において、診断に必要な部位が撮影されていない。
- ▶ 撮影した歯科エックス線写真および歯科パノラマ断層写真において、現像処理が適切に行われていない。（写真が不鮮明）

I 保険診療等に関する事項

7 投薬

◎投薬について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 投薬を行うに当たって、相互作用（併用注意）をよく理解し、個々の症例に応じて適切に判断していない。

I 保険診療等に関する事項

8 歯周治療

◎診断等について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 歯周治療の実施に当たって、「歯周病の治療に関する基本的な考え方」（令和2年3月日本歯科医学会）を参考に適切な治療を行っていない。

◎歯周基本治療について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ ほぼ全てのケースにおいて、1回で全顎のスクレーリングを実施している。

I 保険診療等に関する事項

8 歯周治療

◎歯周病安定期治療について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等について管理計画書を作成していない。
- ▶ 管理計画書に記載すべき内容が画一的又は記載が不十分である。
 - ✓ 歯周病安定期治療の治療方針
 - ✓ 歯周病検査の結果の要点
- ▶ 歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を患者又はその家族等に提供していない。
- ▶ 患者又はその家族等に提供した管理計画書の写しを診療録に添付していない。
- ▶ 歯周病安定期治療を行った際の具体的な診療内容（部位を含む。）を診療録に記載していない。

I 保険診療等に関する事項

8 歯周治療

◎歯周病重症化予防治療について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 管理計画書に記載すべき内容について、記載が画一的である。
 - ✓ 歯周病検査の結果の要点
 - ✓ 歯周病重症化予防治療の治療方針
- ▶ 行われた処置内容を診療録に記載していない。
- ▶ 歯周ポケットが4ミリメートル未満で部分的な歯肉の炎症又はプロービング時の出血が認められる状態のものに該当していない場合に、歯周病重症化予防治療を算定している。

I 保険診療等に関する事項

9 リハビリテーション

◎歯科口腔リハビリテーション料1について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 歯科口腔リハビリテーション料1「1有床義歯の場合」の算定に当たり診療録に記載すべき内容を記載していない、又は記載が不十分である。
 - ✓ 調整部位
 - ✓ 調整方法及び調整部位又は指導内容の要点

I 保険診療等に関する事項

10 処置

◎ **う蝕処置について、次の不適切な例が認められた。**

- ▶ 処置の内容等について、診療録への記載が不十分である。

◎ **咬合調整について、次の不適切な例が認められた。**

- ▶ 自院で製作した金属歯冠修復物等の過高部の削合に対して、算定できない咬合調整を算定している。

◎ **知覚過敏処置について、次の不適切な例が認められた。**

- ▶ 症状、所見、経過等について、診療録への記載が不十分である。

I 保険診療等に関する事項

10 処置

◎ 歯内療法について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 治療内容、経過等について、診療録への記載が不十分である。
- ▶ 緊密な根管充填を行っていない。
- ▶ 根管充填後に歯科エックス線撮影又は歯科部分パノラマ断層撮影により根管充填の状態を確認していない。

◎ 暫間固定について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 歯周病名のない部位に暫間固定「1 簡単なもの」を行っている。
- ▶ ワイヤーを用いたエナメルボンドシステムによる暫間固定を行ったにもかかわらず、診療録及びレセプトの摘要欄に線結紮法を行ったと記載している。

I 保険診療等に関する事項

10 処置

◎ 口腔内装置について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 印象採得に係る使用材料名を診療録に記載していない。
- ▶ 口腔内装置装着後の予後について、診療録に記載していない。
- ▶ 口腔内装置調整について、調整の部位、調整方法等を診療録に記載していない。
- ▶ 顎関節症や歯ぎしりに対して、口腔内装置を用いた治療を行っている場合における症状、所見等について、診療録に記載していない、又は記載が不十分である。
- ▶ 「口腔内装置 2」として算定すべきものを「口腔内装置 1」と、「口腔内装置 3」として算定すべきものを「口腔内装置 2」として算定している。
- ▶ 「口腔内装置 2」を製作する際に、口腔内装置の所定点数に含まれ別に算定できない咬合採得の費用を算定している。

I 保険診療等に関する事項

10 処置

◎ 歯冠修復物又は補綴物の除去について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 除去した歯冠修復物・補綴物の種類を診療録に記載していない。
- ▶ ポストの除去にあたって、必要な画像診断を適切に行っていない。
- ▶ ブリッジの除去を行った場合に算定できない切断の費用を算定している。
- ▶ メタルコアであって歯根の3分の1以上のポストを有するものに該当していない場合に、歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している。

I 保険診療等に関する事項

10 処置

◎フッ化物歯面塗布処置について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 使用薬剤名を診療録に記載していない。
- ▶ 初回の算定時に、病変部位の口腔内カラー写真を撮影していない、又は診療録に添付若しくは電子保存していないのにフッ化物歯面塗布処置「3エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」を算定している。

I 保険診療等に関する事項

11 手術

◎抜歯手術について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯に該当していない場合に、抜歯手術「4埋伏歯」を算定している。
- ▶ 分割抜歯を行ったものに対して、抜歯手術及び難抜歯加算を算定している。
- ▶ 歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対する骨の開さく又は歯根分離術等に該当していない場合に難抜歯加算を算定している。
- ▶ 抜歯手術（難抜歯加算）における症状、所見、手術内容について、診療録への記載が不十分である。

I 保険診療等に関する事項

11 手術

◎ 歯根嚢胞手術について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 歯根嚢胞の大きさが拇指頭大のものに対して、歯根嚢胞摘出手術「1 歯冠大のもの」を併せて算定している。
- ▶ 歯根嚢胞摘出手術における症状、所見について、診療録への記載が不十分である。

◎ 歯根端切除手術について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 手術内容について、診療録への記載が不十分である。

I 保険診療等に関する事項

11 手術

◎ 口腔内消炎手術について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 診療録に記載すべき内容について記載が不十分である。
 - ✓ 手術内容の要点、症状
- ▶ 抜歯が完了していないものに対して抜歯手術を算定している。

◎ 歯周外科手術について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 手術部位及び手術内容の要点を診療録に記載していない。

I 保険診療等に関する事項

12 麻酔

◎伝達麻酔・浸潤麻酔について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 伝達麻酔、浸潤麻酔における麻酔薬剤の名称、使用量について、診療録に記載していない、又は記載が不十分である。

◎吸入鎮静法について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 吸入鎮静法に用いた亜酸化窒素等の使用量の診療録への記載が画一的である。
- ▶ 実施時刻（開始時刻及び終了時刻）を診療録に記載していない。

I 保険診療等に関する事項

13 歯冠修復及び欠損補綴

◎補綴時診断料について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称、設計等の要点を診療録に記載していない、又は記載が不十分である。

◎クラウン・ブリッジ維持管理料について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない。
- ▶ 提供文書の原本を診療録に添付し、写しを患者等に提供している。
- ▶ クラウン・ブリッジ維持管理中に新たに歯冠補綴物を製作した場合に、内容の詳細を診療録に記載していない。

I 保険診療等に関する事項

13 歯冠修復及び欠損補綴

◎歯冠形成・歯冠修復について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 充填を行った場合に使用した材料名を診療録に記載していない。
- ▶ 根面板に対して支台築造（ファイバーポスト）を算定している。
- ▶ 金銀パラジウム合金で作製したインレーの保険医療材料について、銀合金で作製したインレーとして誤って算定している。
- ▶ 臼歯部の歯冠形成を前歯部の歯冠形成として誤って算定している。
- ▶ 硬質レジンジャケット冠を装着したものを誤ってレジン前装金属冠を算定している。
- ▶ インレーとして算定すべきものを誤って全部金属冠を算定している。

I 保険診療等に関する事項

13 歯冠修復及び欠損補綴

(歯冠形成・歯冠修復の続き)

- ▶ 残根歯のう蝕に対して、「3 窩洞形成（単純なもの）」として算定すべきものを「う蝕歯即時充填形成」として誤って算定している。
- ▶ 隣接面を含まない窩洞に対して行う充填を「複雑なもの」として誤って算定している。
- ▶ ◎**支台築造について、次の不適切な例が認められた。**
- ▶ 分割抜歯後の支台築造について、小臼歯で算定すべきものを誤って大臼歯で算定している。

I 保険診療等に関する事項

13 歯冠修復及び欠損補綴

◎テンポラリークラウンについて、次の不適切な例が認められた。

- ▶ テンポラリークラウンの装着において、所定点数に含まれ算定できない装着に係る費用を算定している。

◎ブリッジについて、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 仮着に使用した材料名を診療録に記載していない。
- ▶ 残根上にブリッジを装着している。
- ▶ 一装置のブリッジであるものを単冠として誤って算定している。
- ▶ 4/5冠を装着したものを誤って全部金属冠を算定している。

I 保険診療等に関する事項

13 歯冠修復及び欠損補綴

◎有床義歯について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ コンビネーション鉤の保険医療材料について、鑄造用コバルトクロム合金を金銀パラジウム合金（金12%以上）として誤って算定している。
- ▶ 欠損歯の部位と支台装置の部位に対して咬合調整（レスト製作の場合）、鑄造鉤、有床義歯を誤って算定している。
- ▶ 人工歯の保険医療材料について、硬質レジン歯をスルフォン樹脂レジン歯として誤って算定している。
- ▶ 下顎局部義歯のバー、クラスプを上顎局部義歯のものとして誤って算定している。
- ▶ 有床義歯に使用した構造物に対して、バーに該当していないのにバーとして誤って算定している。
- ▶ 総義歯の印象について、単純印象（困難なもの）を連合印象として誤って算定している。

I 保険診療等に関する事項

13 歯冠修復及び欠損補綴

◎有床義歯修理について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 診療録に記載すべき修理内容の要点の記載が不十分である。
- ▶ 総義歯の印象について、単純印象（困難なもの）を連合印象として誤って算定している。
- ▶ 特殊印象を行った場合に、印象の方法及び使用した材料名を診療録に記載していない。

I 保険診療等に関する事項

14 保険外診療

◎保険外診療について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 保険外診療の診療録と保険診療の診療録を区別していない。
- ▶ 保険診療と保険外診療の峻別を図っていない。
- ▶ 保険外診療として実施すべき金属床義歯、レジン前装金属冠を使用した場合に、保険診療として誤って有床義歯、全部金属冠を算定している。
- ▶ インプラント治療の前処置において、暫間のものとして用いた補綴物の装着に係る一連の費用を誤って保険診療として算定している。
- ▶ 自費である矯正患者に対し誤って便宜抜歯等の費用を算定している。

Ⅱ 診療報酬の請求等に関する事項

1 届出事項

◎届出事項の変更が認められた。

- ▶ 保険医の異動、保険医の氏名、保険医の勤務形態、標榜診療科目、標榜診療日、標榜診療時間、休診日

◎保険外併用療養費に係る報告事項を報告していない例が認められた。

- ▶ 金属床による総義歯に係る金属の種類、費用
- ▶ う蝕に罹患している患者の指導管理に係るフッ化物局所応用、小窩裂溝填塞の費用

Ⅱ 診療報酬の請求等に関する事項

2 掲示事項等

◎ 保険医療機関の掲示事項について、次の不適切な事項が認められた。

- ▶ 診療日、診療時間、休診日に関する事項の掲示が誤っている。
- ▶ 施設基準等に関する事項を掲示していない、又は誤っている。
- ▶ 明細書の発行状況に関する事項を掲示していない、又は誤っている。
 - ✓ 一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。
- ▶ 届出していない施設基準について掲示している。
- ▶ 保険外併用療養費の療養の内容及び費用に関して掲示していない。
- ▶ 保険外併用療養費に係る事項を報告していないのに掲示している。

Ⅱ 診療報酬の請求等に関する事項

3 診療報酬請求

◎総論的事項

- ▶ 診療報酬の請求に当たっては、審査支払機関への提出前に必ず主治医自らが診療録と照合し、診療報酬明細書の記載事項に誤りや不備がないか確認すること。
- ▶ 審査支払機関からの返戻、増減点連絡書は、内容を十分検討し、以後の診療や保険請求に反映させるなどその活用を図ること。

Ⅱ 診療報酬の請求等に関する事項

4 一部負担金

◎一部負担金について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 患者から一部負担金を適切に徴収していない。
- ▶ 徴収すべき者（自家診療）から適切に徴収していない。

◎領収証・明細書について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 領収証及び明細書について、診療報酬や薬価等に医療機関が仕入れ時に負担する消費税が反映されている旨の文言の記載がない。
- ▶ 個別の診療報酬点数の項目の分かる明細書を発行していない。

Ⅱ 診療報酬の請求等に関する事項

5 その他

- ▶ 保険診療に関する諸規則や算定要件等の理解が十分でないことから、開設者、管理者として備えるべき知識の修得に努めること。
- ▶ 保険医は療養担当規則等の諸規則に習熟し、適正な保険診療に努めること。